

通所介護であい庵 指定地域密着型通所介護事業及び第一号通所事業運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社大地が運営する「通所介護であい庵」が実施する指定地域密着型通所介護事業（以下、事業という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態及び要支援状態（事業対象者含む。以下「要介護状態」言う）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業の運営の方針は、以下のとおりとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護及び第一号通所サービス（以下「指定地域密着型通所介護」と言う）は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 事業者自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、地域密着型通所介護計画（第一号通所介護計画を含む）に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- (4) 指定地域密着型通所介護の提供に当たる従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (6) 指定地域密着型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。
- (7) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

2 事業の実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 通所介護であい庵
- 2 所在地 福岡県飯塚市勢田2503番地6号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1人（常勤・兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び利用の申し込みに係る調整業務の管理を一元的に行う。また他の従業者と協力して地域密着型通所介護計画の作成等を行う。

2 生活相談員 2人

生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助その他指定地域密着型通所介護の提供を行う。

3 看護職員 2人

看護職員は、看護その他の指定地域密着型通所介護の提供に当たる。

4 介護職員 4人

介護職員は、介護その他の指定地域密着型通所介護の提供に当たる。

5 機能訓練指導員 2人

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

ただし、災害、悪天候等止むを得ない事情が生じた場合は、利用者等に連絡の上変更することがある。

1 営業日

月曜日から日曜日までとする。ただし第2日曜日、第4日曜日は休日とする

2 営業時間

午前8時30分から午後4時30分

3 サービス提供時間(前号の時間から送迎に要する時間を除く時間)

午前9時30分から午後2時45分

(指定地域密着型通所介護の利用定員)

第6条 本事業所の利用定員は、1単位13名とする。

(指定地域密着型通所介護の内容)

第7条 事業所が行う指定地域密着型通所介護の内容は次のとおりとする。

- 1 地域密着型通所介護計画の作成
- 2 生活指導
- 3 機能訓練
- 4 介護サービス
- 5 健康状態の確認
- 6 送迎
- 7 給食サービス
- 8 入浴サービス
- 9 介護に関する相談援助

2 事業所がサービスを提供するに当たっては以下のことを遵守するものとする。

- ① あらかじめ利用(申込)者又はその家族に、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書にて交付して説明を行い、利用者からの同意を得て、提供を開始する。
- ② 利用者の被保険者証により認定の有無や有効期間を確認する。また、認定審査会意見があるときには、それに配慮する。
- ③ 前項第1号の地域密着型通所介護計画を作成し、計画に沿ったサービスを提供する。既に、居宅サービス計画が作成されている利用者においては、その内容に沿った地域密着型通所介護計画を作成する。

3 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

(指定地域密着型通所介護の利用料その他の費用)

第8条 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)(以下「厚生労働大臣が定める基準」という。)によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣及び市町村が定める基準の額とする。

2 前項に定めるもののほか、事業所は利用者から以下の費用の支払いを受けるものとし、その額は別表のとおりとする。

(1) 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う場合の送迎費用

3 事業所が利用者から前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

4 事業所が利用者からの費用の支払いを受けたときは、サービスの内容・金額を記載した領収書(法定代理受領サービスに該当しない場合、サービス提供証明書)を利用者に交付することとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域(送迎の実施地域)は、飯塚市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者が事業所の提供するサービスを利用するに当たっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) 利用者又はその家族は、利用者の心身の状況等に変化が見られた場合は、速やかに事業所の従業者に連絡すること
- (2) 事業所の設備・備品を利用する際には、事業所の従業者の指示に従うこと
- (3) 他のサービス利用者の迷惑となる行動等を慎むこと
- (4) 飲酒は禁止する

(衛生管理対策)

第11条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備等について「衛生管理マニュアル」を作成し、衛生的な管理に努める。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

3 前項の「衛生管理マニュアル」の作成に当たっては、保健福祉環境事務所等の助言を受けるとともに、研修

等により従業者に周知徹底を行う。

4 事業所は、感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、従業者については、適宜に健康診断等を実施する。

(非常災害対策)

第12条 事業所及びその従業者は、地震、火災等の非常災害に際して、利用者の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置を取るものとする。

2 事業所の従業者は、消火設備、救急品、避難器具等の備え付け及びその使用方法、並びに非常災害時の避難場所、避難経路に熟知しておくものとする。

3 事業所の従業者は、非常災害等を発見又は発生 of 危険性を察知したときは、臨機の措置を取るとともに、所轄消防署に通報する等の適切な措置を講じるものとする。

4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、当該計画に基づく防災訓練（消火、避難等）を年に2回以上行うこととする。

5 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(緊急時又は事故発生時の対応)

第13条 事業所及びその従業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告を行うものとする。

2 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。

(居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者との連携)

第14条 事業所は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者等（必要と判断される場合は、主治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む）と連携し、以下の場合には必要な情報を提供することとする。

1 利用者がサービス計画の変更を希望し、それが適切と判断される場合

2 次の理由により適切なサービス提供は困難と判断されるとき

① 第6条に定める利用定員を超える場合

② 第9条に定める通常の事業の実施地域外の利用者で送迎等に対応できない場合

③ 利用者が正当な理由がなく指定通所介護の利用に関する指示に従わないため、サービス提供ができない場合

④ その他正当な理由により受け入れられないと判断した場合

2 前項第2号③及び④の際に、利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させる恐れがあるとき、及び利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下、同じ。）に通知することとする。

(利益供与の禁止)

第15条 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(秘密保持)

第 16 条 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とする。

3 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

（苦情処理）

第 17 条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。詳細は別紙「利用者の苦情を処理するために講ずる処置の概要」による。

（虐待防止に関する事項）

第 18 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（２）虐待防止のための指針の整備

（３）虐待を防止するための定期的な研修の実施

（４）前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（地域との連携など）

第 19 条 指定地域密着型通所介護事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

4 事業所は、指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスを提供するよう努めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 20 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 21 条 事業所は、指定地域密着型通所介護にあたるため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修期間等が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

第 22 条 事業所は、すべての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

また研修受講後は記録を作成し、研修期間等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

① 採用時研修 採用後 1 カ月以内

② 虐待防止に関する研修 年 1 回

③ 権利擁護に関する研修 年 1 回

④ 介護予防に関する研修 年 1 回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなつた後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の集合環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 この規程の概要等、利用（申込）者のサービス選択に係る事項については、事業所内の見やすい場所に掲示する。

6 第 7 条第 1 項第 1 号の地域密着型通所介護計画、及びサービス提供記録については、それらを当該利用者に交付する。

7 第 7 条第 1 項第 1 号の地域密着型通所介護計画、及びサービス提供記録については、整備の上、サービス提供に係る保険給付の支払日から 5 年間保存する。

8 第 13 条第 2 項に規定する事故発生時の記録、第 14 条第 2 項に規定する市町村の通知、並びに第 17 条の苦情処理に関する記録については整備の上、完結してから 2 年間保存する。

9 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社大地で定める。

（附 則）

この規程は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 6 月 10 日から施行する。